

I 高等部生徒の心得

- 1 高等部の生徒は、本校の最上級生であることを常に自覚して、学業と技能の習得に専念しよう。
- 2 規律ある明朗な校風を樹立するため、小学部・中学部の児童・生徒の模範となるよう努めよう。
- 3 自主自立の生活態度を身に付けるため、この規則に示された事項について積極的に熱意をもって実践し、本校生徒としての誇りと自覚の基に行動しよう。

II 学校内外の生活における注意事項

社会生活では様々な法令を守ることがもちろん、社会規範に反する言動は慎まねばなりません。同様に学校生活にも周囲の人たちとお互いに学習や生活しやすい環境を作るための色々なルールがあります。以下に掲げる項目は、高等部生として守ってもらいたい事柄です。内容をよく理解して、決まりを守り、一人一人の生徒が充実した学校生活を送れるよう努力してください。

1 登下校について

- (1) 自転車及び單車等での通学は原則として禁止する。
- (2) 下校時間（通年） 課外活動終了 17時50分（下校時間 18時）

2 服装等について

冬服・合服・夏服は本校所定の制服を着用する。

(1) 男子服装

冬服：学校指定の黒の学生服、学生服の中は白シャツであること。

合服：白の長袖シャツに学生ズボン。長袖の袖をまくる場合は、きれいに折りたたみまくること。

夏服：半袖白シャツ、学生ズボン

(2) 女子服装

冬服：学校指定のセーラー服、黒の三角ネクタイをつける。スカートはひざが隠れること。

上着の中にセーターを着用する場合、黒・紺・茶・白色系統のVネックなどとし、制服から襟や裾、袖がはみださないようにすること。

合服：白の長袖ブラウス、冬または夏用スカート、紺の紐ネクタイ

夏服：半袖ブラウス、夏用スカート

※ 男女ともインナーは白・黒・紺とする。

※ 儀式や就職試験等、正装が求められる場面では、無地の白い肌着及び白い靴下を着用すること。

※ 制服には男女とも校章を左襟につけること。

(3) **着用期間**

冬服：11月～4月 夏服：6月～9月 合服：4月～5月と10月

※ 上記の期間を目安とし、気候や体調等を考慮して各自の判断で着用するものを決めてよい。ただし、儀式等の際は着用する制服をそろえること。

(4) **体育服**

- ・ジャージ（上着・ズボン）
指定のものを着用する。
- ・半袖シャツ
男女とも指定のものを着用する。
- ・ショートパンツ
男女とも指定のものを着用する。

(5) **靴について**

- ・白色系統のものを使用する。
- ・黒の革靴（ローファー）を使用してもよい。

(6) **靴下について**

- ・男女共通：原則として、白・黒・紺・灰色の無地でくるぶしが完全に隠れる長さとする。
（ワンポイント可・ルーズソックス不可）

(7) **防寒着について**

コート等上着類：登下校中の気候や体調等に合わせて着用し、校内では脱ぐ。

女子生徒がセーラー服の上から上着類を着る場合は、担任の承諾を得て着用する。着用するものはカーディガンとし、黒・紺・灰色とする。

マフラー・手袋：登下校時のみ着用し、校内では外す。

(8) **頭 髪 ※ 専攻科については別途規定あり**

男子：高校生らしい（目や耳に掛からない程度）清潔な髪型とし、極端な髪型（長髪、ストレートパーマ以外のパーマ、着色、脱色など）はしない。

女子：高校生らしい清潔な髪型とし、極端な髪型（ストレートパーマ以外のパーマ、着色、脱色など）はしない。長いときには束ねる。

(9) **アクセサリーについて**

ピアス：穴を開ける行為や、金属製等のピアス及び透明プラスチックの装用を禁止する。

その他：その他のアクセサリー（指輪・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・アンクレット等）についても同様に禁止する。

(10) **カバン**

通学用カバンは指定リュックとする。（専攻科は高等部に準ずる）

(11) **補助バッグ**

第一補助バッグの型は手提げバッグとする。原則として黒・紺の無地とする。

〈附則〉

この規約は一部改正し、令和5年4月から適用する。

この規約は一部改正し、令和6年4月から適用する。